

茨城県報

第 6 4 号

平成元年8月17日

木曜日

目 次

規 則

● 茨城県民生委員法施行規則の一部を改正する規則(社会福祉課)	1
---------------------------------------	---

ページ

告 示

● 字の区域の変更(2件)(地方課)	3
● 指定地方公共機関の一部改正(消防防災課)	4
● 臨時種畜検査の実施(畜産課)	4
● 道路の区域決定(道路維持課)	5
● 道路の供用開始(〃)	5
● 道路の区域変更(2件)(〃)	5
● 河川区域の廃止(河川課)	6
● 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)	7
● 都市計画事業の認可(都市施設課)	7

公 告

● 予防接種の業務を行う医師(保健予防課)	8
● 建築協定の認可(2件)(建築指導課)	8
● 開発行為の工事完了(〃)	9

規 則

茨城県規則第64号

茨城県民生委員法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県民生委員法施行規則の一部を改正する規則

茨城県民生委員法施行規則(昭和36年茨城県規則第40号)の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号

◎

民生委員候補者推薦個人調書

整番	理号			市町村
区分	新・元・再	選挙権	有無	

ふりがな 氏名 生年月日	男 女 ～年月日生(歳)	職業 從業上の地位 勤務先	雇用者・被雇用者				
現住所	市町 郡 村 電話番号	主な経験					
現住所 居住年数	年月から年間						
現在関係する公職	年月から 年月から 年月から						
最終学歴	学校卒業・中退						
月間活動日	日程度活動可能	健康状態	強健普通やや不健康				
本人及び世帯の生活程度	1世帯における立場 生計中心者その他 2収入程度 本人収入円本人以外の者の収入円 3生活の程度(担当地域を基準として) 上上中中中下	世帯構成等	本人との続柄	年齢	職業	理解と協力の可能性	
地域住民の信望	厚い普通あまりない						
地域の把握	よくしている普通あまりしていない						
立場を政治的に利用するおそれ	有無		賞罰	有・無	年月()	年月()	
担当予想地域の状況	地域名 農業地域 住宅地域 工商業地域 混合地域(農、住、商工、漁)	担当予想地域の世帯状況	総世帯数 被保護世帯数要保護世帯数 ひとり暮らし老人世帯数 ねたきり老人世帯数 母子・寡婦世帯数				
人物の概要	世話好き明進取的その他の温寡議論的()	指導力特にある、普通、その他〔 〕 実行力特にある、普通、その他〔 〕 奉仕観念特につよい、普通、その他〔 〕					
社会福祉に対する理解・態度及び実績	(再任の候補者については記入を要しないこと。)						
前任者	氏名	男女	歳	在職年数	退任年月日	退理由	
前任者	氏名	男女	歳	在職年数	退任年月日	退理由	
選者上特に問題となつた事項							

現職再任の候補者の活動状況等

勤続年数	年月から 年月まで	前年度における民生委員協議会出席状況	年間開催回	出席回	出席率%
			出席率60%以下	以下の理由	
活動状況	積極的普通あまり目立たない	特に児童委員としての活動状況	積極的普通あまり目立たない		

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

 告 示

茨城県告示第958号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により笠間市長から同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

大字本戸字大日脇 3970の2

" 字台ノ山 3957の1から3957の5まで, 3958の1から3958の4まで
 " 字屋敷裏 3959の2, 3959の3, 3960の2, 3960の3, 3961の2,
 3961の3, 3964の2, 3964の3
 " 字古屋敷 3946, 3952, 3953
 " 字荒牧入 3940, 3943から3945まで
 及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字本戸字荒牧台に変更

 茨城県告示第959号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により東海村長から土地改良事業に伴い、同村内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

大字須和間字新川田 952の1, 952の2, 953, 954, 956から959まで, 960
 の1, 960の2, 961の1, 961の2, 962から964まで, 965の
 1, 965の2, 967の1, 967の2, 968から978まで, 979の1,
 979の2, 980, 982, 983, 984の1, 984の2, 985, 98
 8の1, 988の2, 989の1, 989の2, 990の1, 990の2, 99
 1, 994, 995の1, 995の2, 996の1から996の4まで, 997,
 1000, 1002の1から1002の3まで, 1003の1, 1003の2,
 1004, 1038から1040まで
 " 字川田 981の1, 981の2, 986, 987, 992, 993の1, 993の2,
 998, 999, 1001, 1007, 1035から1037まで, 1041か

ら1045まで

大字足崎字沼田 1653から1660まで

大字高野字芦際 2782の1, 2784の3, 2785の2, 2786から2791まで, 2792の1, 2793の2, 2794から2796まで, 2796の1, 2797から2813まで

及びこれに伴う国有地の道路、水路の一部を大字村松字真崎浦に変更

大字須和間字木戸脇 1011の1, 1012, 1013, 1014の1, 1015, 1017, 1021の1, 1022

“ 字新川田 1055の1, 1056から1065まで

“ 字精進井戸 1105から1110まで, 1111の1, 1111の2, 1112

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字須和間字人羽に変更

茨城県告示第960号

昭和38年2月8日茨城県告示第147号で告示した災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関の一部を次のように改正する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

第16項の次に次の1項を加える。

17 鹿島臨海鉄道株式会社

茨城県告示第961号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次とおり実施する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

検査年月日	検査場所
平成元年9月7日	下妻市塚ノ越丙384番の1 茨城県西畜産開発公社
平成元年9月19日	西茨城郡友部町平町1718 茨城県畜産試験場

茨城県告示第962号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成元年8月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

整番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の員幅	延長	備考
230	県道	小泉水戸線	東茨城郡常澄村 大字小泉字中坪794—1 東茨城郡常澄村 大字小泉字中坪824—1	メートル 最大 37.10 最小 12.00	メートル 155.00	国道245号の 一部編入に伴う区域決定

茨城県告示第963号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成元年8月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道小泉水戸線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡常澄村大字小泉字中坪794—1から
東茨城郡常澄村大字小泉字中坪824—1まで
- 3 供用開始の期日 平成元年8月17日

茨城県告示第964号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成元年8月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 3 路線名 馬渡水戸線

3 道 路 の 区 域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
勝田市勝倉字船渡600—1から 水戸市吉沼町355—4まで	旧	メートル 最大 25.0 最小 6.6	メートル 386.0	
		新 最大 32.8 最小 10.4	386.0	側道橋設置のため

茨城県告示第965号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成元年8月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 245号
3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
東茨城郡常澄村大字小泉字深町 2975番地から	旧	メートル 最大 17.0 最小 8.0	メートル 1,509.0	
		最大 60.0 最小 29.0	1,384.0	
東茨城郡常澄村大字小泉字坪 631—2番地まで	新	最大 60.0 最小 29.0	1,384.0	旧道移管のための区域 変更

茨城県告示第966号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 河川の名称 那珂川水系一級河川大開川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成元年 8月17日

3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
西茨城郡七会村大字塩子字藤倉 1934番の1地先から 同 郡 同村 同大字 同字 1962番の1地先まで	土 地	874.40 m ²

茨城県告示第967号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により洞の入土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成元年 8月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組合の名称 洞の入土地区画整理組合
 - 2 事業施行期間 昭和55年11月10日から平成2年3月31日まで
 - 3 施行地区 日立市久慈町2丁目の一部
 - 4 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内
 - 5 設立認可の年月日 昭和55年11月10日
 - 6 変更の主な内容 区画街路の新設、水路の廃止
 - 7 変更認可の年月日 平成元年 8月17日
-

茨城県告示第968号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成元年 8月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 鹿島町
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
鹿島臨海都市計画公園事業
2・2・206 中山児童公園
 - 3 事業施行期間 平成元年8月17日から平成2年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 鹿島郡鹿島町鉢形台地内
 - (2) 使用の部分 なし
-

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第4条第3項の規定に基づき、公告する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

水戸保健所管内

医 师 名	病 院 名	所 在 地
浅川春徳	浅川医院	水戸市東原2-8-25

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第3項において準用する第73条第1項の規定により建築協定を認可したので、同法第76条の3第3項において準用する第73条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹内藤男

1 申 請 人 東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

三井不動産株式会社

代表取締役 田中順一郎

2 建築協定の名称 パークシティ守谷2丁目・3丁目その2住宅地建築協定

3 建築協定区域の位置及び面積

北相馬郡守谷町みずき野3丁目6番1号他 3,325平方メートル

4 建築協定の内容 守谷町役場において縦覧に供する。

5 認 可 年 月 日 平成元年8月9日

1 申 請 人 東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

三井不動産株式会社

代表取締役 田中順一郎

2 建築協定の名称 パークシティ守谷1丁目その2住宅地建築協定

3 建築協定区域の位置及び面積

北相馬郡守谷町みずき野1丁目3番1号他 16,962平方メートル

4 建築協定の内容 守谷町役場において縦覧に供する。

5 認 可 年 月 日 平成元年8月9日

~~~~~  
●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年8月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市森山町字平間下1103番, 1107番, 1108番, 1109番, 1110番, 1111番,  
1112番, 字中井山1044番の一部, 1045番, 1046番1, みかの原町二丁目1047番  
260

2 事業主の住所及び氏名

日立市桜川町3丁目1番5号

丁 子 幸 男

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)